

カーペット製造職種(織じゅうたん製造作業)

2013.2.14

<p>作業の定義</p>	<p>「12尺(3.64m)巾以上の織じゅうたん織機」を使用し、パイル糸、地経(じたて)糸、緯(よこ)糸、締経(しめたて)糸で織じゅうたんと製造する作業をいう。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)織じゅうたん製造作業 ①準備作業 1.パイル糸[総(かせ)とチーズ個数の確認]と経・緯(たて・よこ)糸の受入れと供給作業 2.パイル糸の総(かせ)の確認及びさばき作業 3.チーズワインダー機、コーンワインダー機の始動・運転・停止作業 4.定長チーズ巻き、定長コーン巻き作業 5.ワインダー機周辺の点検作業 6.緊急時の停止作業 ②織じゅうたん製織作業 1.製織機の始動・運転・停止作業 2.パイル糸・経(たて)糸のつなぎ・糸切れ処理作業 3.品質確認、補修・修復作業 4.チーズ木管の交換作業 5.製織機へのワイヤーのセット作業 6.製織中のシャトル[緯(よこ)糸]の交換作業 7.製織機の不具合部の調整作業 8.原反の切りおろし、帳票類の記帳取付け作業 9.緊急時の停止作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育、災害の原因と災害の予防 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③カーペット製造職種に必要な整理整頓作業 ④カーペット製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①シャーリング作業 ②仕上・検査作業 (2)周辺作業 ①工場内清掃作業 ②作業区管理作業 ③製品区管理作業 ④機械、設備、器工具等の管理作業 ⑤製品・半製品等の工場内運搬作業 ⑥フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑦梱包・出荷作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①パイル糸用素材(原料)(一つ以上使用すること。) 1.天然繊維 2.化学繊維 ②パイル糸用素材(形状別)(一つ以上使用すること。) 1.紡績糸 2.フィラメント ③織の組織を構成する糸(一つ以上使用すること。) 1.天然繊維の植物繊維 2.化学繊維 ④バックイング用糊(必ず使用すること。)</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等(1.から4.及び5.から7.のうち各一つ以上必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。) 1.クリール 2.整経機 3.コーンワインダー機 4.チーズワインダー機 5.12尺(3.64m)以上のウィルトンカーペット織機 6.12尺(3.64m)以上のダブルフェイスカーペット織機 7.12尺(3.64m)以上のアキスミンスターカーペット織機 8.ジャガード紋織機 9.シャーリング機 10.集塵機 11.糊付け乾燥機 12.検反機 13.オーバーロックミシン 14.各機械の部品(シャトル、ワイヤ) ②器工具(必要に応じて使用すること。) 1.カッタ 2.はさみ 3.ハンドミシン ③測定器(必要に応じて使用すること。) 1.スケール 2.パイルゲージ</p>

※

<p>製品の例</p>	<p>①用途別分類 1.商業施設用カーペット(オフィス、学校、ホテル、劇場、レストラン用等) 2.一般家庭住居用カーペット(居室、玄関、ベランダ、キッチン用等) 3.特殊用途用カーペット(鉄道車両、乗用車、バス、船舶、航空機、野球場、ゴルフ場用等)</p> <p>②形状別分類 1.ロールカーペット 2.ピースカーペット</p>
<p>移行対象職種・ 作業とはならない 作業例</p>	<p>1.織布製造作業 2.ニット製造作業 3.各種縫製作業のみの場合 4.チューブマット製造作業 5.平織カーペット製造作業 6.原反製造作業のみの場合 7.仕上加工作業のみの場合 8.タフテッドカーペット製造作業 9.ニードルパンチカーペット製造作業 10.紡績運転各工程作業 11.織布運転各工程作業 12.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>